請　願　文　書　表

（文化市民局）

件　　名	マイナンバーカードを保持していない市民が等しく給付を受けられる対策
要　　旨	今年８月から来年２月28日までを利用期間として、国の重点支援地方交付金を活用して、マイナンバーカードとスマートフォン等の専用アプリケーションを用いて、市民一人につき5,000円相当分の京都ポイントを給付するとされた。 給付の対象者は給付申請時点で京都市に住民登録のある者となっているにもかかわらず、マイナンバーカードを保持していなければ、京都ポイントを受け取ることから除外される。 昨年12月に国の補正予算で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう重点支援地方交付金２兆円が決まった。主旨は地域住民の物価高対策である。 その給付申請に関わって、京都市がマイナンバーカードを持っていない人を排除しているのは、自治体本来の全ての住民に差別なく行政を行う役割を放棄するということである。 それはまた、基本的人権をうたう憲法第11条及び第13条、更に第14条に違反する行為である。 給付が受けたければ強制ではないはずのマイナンバーカードを申請せよとマイナンバーカードの普及促進に利用するのは札束で頬を殴るやり方に等しい。 確実な本人確認と重複受給・不正受給防止の観点から、マイナンバーカードによる本人認証を行うと主張するが、マイナンバーカードでしか本人確認はできないというのは行政の怠慢である。今回の国の重点支援給付金が長引く物価高に対して市民生活を応援するためのものであるから、申請なしで京都市に住民登録している人全てが受けられるような制度とすべきであった。 ついては、マイナンバーカードを保持していない市民にも等しく京都ポイントが受けられる対策を講じることを強く求める。
付託委員会	文教はぐくみ委員会

受理番号	受　理 年月日	請　　願　　者	紹　介　議　員
４０５	令和８年 ９月16日		井﨑　敦子

４０６	令和８年 ９月16日		井﨑　敦子
４０７	令和８年 ９月16日		井﨑　敦子
４０８	令和８年 ９月17日		井﨑　敦子
４０９	令和８年 ９月17日		井﨑　敦子
４１０	令和８年 ９月17日		井﨑　敦子